

第 1 章  
平成 28 年度  
知的財産保護包括協力推進事業の概要

## 第1節 共同研究の背景と目的

我が国と経済的に密接な関係がある中国では、WTO・TRIPS 協定への加盟以降、知的財産権制度が近年急速に整備され、さらに2008年6月に発表された「国家知的財産戦略綱要」をもとに知的財産の創造・活用・保護・管理の能力を向上させ、イノベーション型国家を目指した取組が進められて来た。また、近年の中国における専利出願件数は2011年以降、世界第1位となり、その伸び率も顕著であり、中国における知的財産の重要性は非常に高まってきている。一方、制度上の差異に起因する質の低い実用新案権や意匠権による権利濫用のおそれや冒認商標問題、模倣品摘発など権利執行に係る問題等、法律の制度面での不備及び運用面での問題も少なくない状況にある。

一方日本では、2002年に「知的財産基本法」が制定され知的財産の創造、保護及び活用に関する施策への取り組みが行われてきたが、その後2013年6月7日、政府知的財産戦略本部は「知的財産政策ビジョン」を発表し、過去10年間の日本の知的財産政策についての総括及び今後10年を見据えた取組が取りまとめられた。

このような状況の下、中国における公平な企業活動を行う面から産業財産権が適切に保護される事が重要になって来ており、中国における知財問題を中国政府関係機関、学術機関等と緊密に連携し、中国の法改正・司法解釈、法運用の抜本的な改善に資する調査・研究を実施する事が重要となって来た。

よって、中国でこれまで進められてきた知的財産に関する取組・戦略について取りまとめを行うとともに、日本における「知的財産政策ビジョン」についての検証を行い、さらには知的財産の創造・保護・活用をさらに発展せしめる知的財産制度を検証する事を目的に、日本・中国双方の有識者ととも日本・中国両国の知的財産施策の方向性の検証および、それらに関する調査・研究を共同で実施した。

## 第2節 共同研究の概要

### I. 実施事項

#### 1. 中国政府関係機関・学術機関と連携した課題抽出と提言等

(1) 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）適正化に資する共同研究の実施

(2) 産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関との意見交換の実施

(3) 共同研究の成果を踏まえた、制度改正時のパブリックコメント等への対応

(4) 改善提案内容の精査及び研究員への助言並びに必要な研究員への支援

#### 2. 法・運用整備に係る中国知財関係者との知見の共有及び共通理解の向上

(1) 産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及び日本のユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施

(2) 中国政府関係機関・学術機関等との共催による中国知財関係者を対象とした法制度・運用に係るワークショップの実施

#### 3. その他共同研究を実施するための基礎調査

(1) 中国政府関係機関・学術機関との研究体制及びその成果を法改正に反映する手段に関する調査

(2) 共同研究の重点項目や優先項目に関する基礎調査

## II. 研究テーマと担当研究者

## 1. 知財訴訟に関する比較研究（特許を中心に）

中国側	日本側
呉 漢東 教授（中南財經政法大学） 管 育鷹 教授（中国社会科学院） 李 菊丹 副教授（中国社会科学院）	中山 一郎 教授（國學院大學） 高倉 成男 教授（明治大学）

## 2. 不使用商標に関する研究

中国側	日本側
李 明德 教授（中国社会科学院） 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）	小塚 莊一郎 教授（学習院大学）

## 3. 人材育成に関する研究

中国側	日本側
曹 新明 教授（中南財經政法大学） 熊 琦 教授（中南財經政法大学） 陳 愛華 副教授（重慶大学）	菊池 純一 教授（青山学院大学）

### 第3節 研究者会議、ワークショップの概要

#### I. 用語

この事業における研究者会議、ワークショップとは、以下のとおりである。

研究者会議とは、この事業の共同研究者により行われるもので、定められた研究テーマについて、研究テーマの進捗状況、研究内容の確認・意見交換等を行う会議である。

ワークショップ（討論会）とは、タイムリーなテーマを選定し、当該領域における日中両国の専門家を招き、報告を行い、当該報告に基づいて参加者全員が討論を行う会議であり、学識経験者、知的財産権制度策定・運用関係者、業界関係者等を参加者とする会議である。

## II. 研究者会議

### 1. 第1回研究者会議

日時等：平成28年7月24日（日曜日）（開催地：中国 北京）

主催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

出席者：

中国側	日本側
<p>◆共同研究者</p> <p>呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 熊 琦 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 李 菊丹 副教授（社科院）、 陳 愛華 副教授（重慶大）</p> <p>◆オブザーバー</p> <p>張 雪松 顧問（中倫法律事務所）、 黄 暉 シニアパートナー（万慧達法律事務所）、 張 鵬 助理研究員（社科院）</p>	<p>◆共同研究者</p> <p>中山 一郎 教授（國學院大）、 高倉 成男 教授（明治大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）</p> <p>◆主催者</p> <p>三平 圭祐 常務理事、 樞本 英吾 研究部長</p> <p>◆オブザーバー</p> <p>北川 純次 課長補佐（日本特許庁）、 本間 友孝 部長（JETRO・北京）、 水落 洋 副部長（JETRO・北京）、 蔣 春霞 主管（JETRO・北京）、 袴田 知弘 一等書記官（在中国日本国大使館）</p> <p>◆事務局</p> <p>田村 主任研究員、 井手 研究員、 篠崎 研究員</p>

概要：

日中共同研究者から本年度の研究テーマの問題意識、研究の方向性等について報告を行い、議論を行った。議論の後、中山先生から各テーマの総括をして頂き、問題意識の共有を図った。また、全体会議終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれて、より深い議論を行った。

2. 第2回研究者会議

日時等：平成28年10月22日（土曜日）（開催地：日本 東京）

主催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

出席者：

中国側	日本側
<p>◆共同研究者</p> <p>曹 新明 教授（中南）、            彭 学龍 教授（中南）、            熊 琦 教授（中南）、            李 明德 教授（社科院）、            管 育鷹 教授（社科院）、            李 菊丹 副教授（社科院）、            陳 愛華 副教授（重慶大）</p> <p>◆オブザーバー</p> <p>張 雪松 顧問（中倫法律事務所）、            黄 暉 シニアパートナー（万慧達法律事務所）、            胡 晶晶 博士（北京大学）</p>	<p>◆共同研究者</p> <p>中山 一郎 教授（國學院大）、            高倉 成男 教授（明治大）、            菊池 純一 教授（青山学院大）、            小塚 莊一郎 教授（学習院大）</p> <p>◆主催者</p> <p>土井 俊一 理事長、            三平 圭祐 常務理事、            櫃本 英吾 研究部長</p> <p>◆オブザーバー</p> <p>高林 龍 教授（早稲田大）、            末吉 互 弁護士（潮見坂綜合法律事務所）、            中村 仁 弁理士（大野綜合法律事務所）、            北川 純次 課長補佐（日本特許庁）、            高祖 紀史 係長（日本特許庁）</p> <p>◆事務局</p> <p>田村 主任研究員、            井手 研究員、            篠崎 研究員</p>

概要：

本年度の研究テーマに関係する実務家を招いて、実務的な観点から研究テーマに関する基調講演を行い、共同研究者と意見交換を行った。また、意見交換終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれ、実務家も交えて研究テーマについて議論を行った。

基調講演：

- 「特許権侵害に対する損害賠償—過不足なき填補賠償制度—」 高林 龍 教授
- 「証拠収集手続—その強化を目指した立法検討」 末吉 互 弁護士
- 「中国専利侵害賠償の司法政策と実務検討—賠償関連証拠規則適用を兼論しつつ」 張 雪松 顧問
- 「不使用商標に関する研究（日本の実務家の立場から）」 中村 仁 弁理士
- 「登録制度における商標使用の問題」 黄 暉 シニアパートナー

3. 第3回研究者会議

日時等：平成29年1月8日（日曜日）（開催地：中国 北京）

主催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

出席者：

中国側	日本側
<p>◆共同研究者</p> <p>呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 李 菊丹 副教授（社科院）、 陳 愛華 副教授（重慶大）</p> <p>◆オブザーバー</p> <p>張 鵬 助理研究員（社科院）</p>	<p>◆共同研究者</p> <p>中山 一郎 教授（國學院大）、 高倉 成男 教授（明治大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）</p> <p>◆主催者</p> <p>三平 圭祐 常務理事、 樞本 英吾 研究部長</p> <p>◆オブザーバー</p> <p>安積 高靖 課長補佐（日本特許庁）、 本間 友孝 部長（JETRO・北京）、 水落 洋 副部長（JETRO・北京）、 蔣 春霞 主管（JETRO・北京）、 袴田 知弘 一等書記官（在中国日本国大使館）</p> <p>◆事務局</p> <p>田村 主任研究員、 井手 研究員</p>

概要：

事務局から基礎調査（中国専利判決分析）の結果概要と本年度の各研究テーマのまとめ案について説明を行い、討議を行った。また、今後共同研究すべきテーマに関する議論を行った。

### Ⅲ. ワークショップ（討論会）

#### 1. 第1回ワークショップ

日時等：平成28年7月23日（土曜日）（開催地：中国 北京）

主催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所／中南財經政法大学 知識産権研究センター

出席者：

中国側	日本側
<p>◆共同研究者</p> <p>呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 熊 琦 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 李 菊丹 副教授（社科院）、 陳 愛華 副教授（重慶大）</p> <p>◆講師（中国側）</p> <p>張 鵬 副処長 （国家知識産権局 保護協調司戦略協調処）、 張 永華 副処長 （国家知識産権局 法条司一処）、 范 艷偉 知的財産部マネージャー （京東方科技集団） 張 欽坤 副事務局長（テンセント研究院） 石 必勝 弁護士（金杜法律事務所） 肖 尤丹 副研究員（中国科学院）</p> <p>◆会議参加者（中国側）</p> <p>国家知識産権局、北京外国語大学、 テンセント研究院、中南財經政法大学、 Sogou社、美团大衆点評、中国社会科学院、 林達劉知識産権代理事務所、 三友知識産権代理事務所 伝媒大学から11名の出席者</p>	<p>◆共同研究者</p> <p>中山 一郎 教授（國學院大）、 高倉 成男 教授（明治大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）</p> <p>◆講師（日本側）</p> <p>上野 剛史 理事・知的財産部長 （日本アイ・ビー・エム）、 足立 昌聡 法制専門官（日本特許庁）</p> <p>◆主催者</p> <p>三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長</p> <p>◆会議参加者（日本側）</p> <p>日本特許庁、JETRO（北京）、 在中国日本国大使館から5名の出席者</p> <p>◆事務局</p> <p>田村 主任研究員、 井手 研究員、 篠崎 研究員</p>

概要：

日中両国の職務発明制度に関するワークショップを開催し、両国の産学官それぞれの関係者から講演が行われ、講演内容について活発な意見交換を行った。

基調講演：

- 「日本における職務発明制度（特許法35条）の改正～産業界の視点から～」  
日本アイ・ビー・エム株式会社 上野 剛史 理事・知的財産部長
- 「日本国特許法の職務発明制度—2015年改正を踏まえて—」  
日本特許庁総務部企画調査課 足立 昌聡 法制専門官
- 「職務発明制度をめぐる3つの論点」  
國學院大學 中山 一郎 教授
- 「職務発明制度に関する基本的な考え方」  
国家知識産権局 保護協調司戦略協調処 張 鵬 副処長
- 「中国の職務発明関連法案制定における問題点」  
国家知識産権局 法条司一処 張 永華 副処長
- 「「職務発明条例」関連問題討論」  
京東方科技集団 范 艷偉 知的財産部マネージャー
- 「「職務発明条例」制定すべきか？」  
テンセント研究院 張 欽坤 副事務局長
- 「発明創造の個人主義から団体主義へ—「職務発明条例（送審稿）」の評価」  
金杜法律事務所 石 必勝 弁護士
- 「誤解と位置づけ—科学技術政策視野における中国職務発明制度」  
中国科学院 科技政策与管理科学研究所 肖 尤丹 副研究員

## 2. 第2回ワークショップ

日時等：平成28年10月21日（金曜日）（開催地：日本 東京）

主催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

出席者：

中国側	日本側
<p>◆共同研究者</p> <p>呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 熊 琦 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 李 菊丹 副教授（社科院）、 陳 愛華 副教授（重慶大）</p> <p>◆会議参加者（中国側）</p> <p>張 雪松 顧問（中倫法律事務所）、 黄 暉 シニアパートナー（万慧達法律事務所）</p>	<p>◆共同研究者</p> <p>中山 一郎 教授（國學院大）、 高倉 成男 教授（明治大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）</p> <p>◆一般社団法人 日本知的財産協会(JIPA)</p> <p>熊谷 英夫（東芝）JIPA副理事長、 アジア戦略PJ 吉原 利樹（東芝IPRソリューション） アジア戦略PJ 森岡 悠太（フジクラ）アジア戦略PJ 沖田 良人（サントリーホールディングス） フェアトレード委員会 野元 澄男（JIPA）JIPA事務局</p> <p>◆主催者</p> <p>樫本 英吾 研究部長</p> <p>◆会議参加者（日本側）</p> <p>日本特許庁、上智大学、帝京大学、 富士通から6名の出席者</p> <p>◆事務局</p> <p>田村 主任研究員、 井手 研究員、 篠崎 研究員</p>

概要：

中国の知的財産法改正の最新の動向に関するワークショップを開催し、呉漢東教授より中国の第4回専利法改正の最新動向について、李明徳教授より中国の反不正当競争法の法改正に関する最新動向についての講演を行った。その後、講演内容について議論を行い、中国の知的財産法の主要法制度の最新の法改正動向について理解を深めた。

ワークショップ終了後、中国の共同研究者が長島・大野・常松法律事務所及び日本特許庁を訪問し、本年度の研究テーマについて、実務家及び主管行政担当者との意見交換を行い、日本の関連制度及びその運用実態についての理解を深めた。

基調講演：

- 「中国専利法第四回改正案に関する評価」
- 「中国反不正競争法改正におけるいくつかの問題」

呉 漢東 教授

李 明德 教授

## 3. 第3回ワークショップ

日時等：平成29年1月7日（土曜日）（開催地：中国 北京）

主催：中国社会科学院 知識産権センター

出席者：

中国側	日本側
<p>◆共同研究者</p> <p>呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 李 菊丹 副教授（社科院）、 陳 愛華 副教授（重慶大）</p> <p>◆会議参加者（中国側）</p> <p>北京市高級人民法院、北京知識産権法院、 北京市海淀区人民法院、国家知識産権局、 国家工商行政管理総局、中国科学院、 北京第二外国語大学、清華大学、 北京化工大学、中倫法律事務所、 三友知識産権代理有限公司、Beijing East IP、 中国社会科学院から24名の出席者</p>	<p>◆共同研究者</p> <p>中山 一郎 教授（國學院大）、 高倉 成男 教授（明治大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）</p> <p>◆一般財団法人 知的財産研究教育財団</p> <p>三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長</p> <p>◆会議参加者（日本側）</p> <p>日本特許庁、JETRO（北京）から4名の出席者</p> <p>◆事務局</p> <p>田村 主任研究員、 井手 研究員</p>

概要：

日中両国の共同研究者から本年度の研究テーマの研究成果について報告を行い、議論を行った。